

## 第7章 計画の推進

計画を推進し、循環型社会を実現していくためには、県民・事業者・関係団体・行政などの各主体が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら、関係者が一体となって取り組む必要があります。

### 第1節 計画の推進体制及び進行管理

#### 1 推進体制

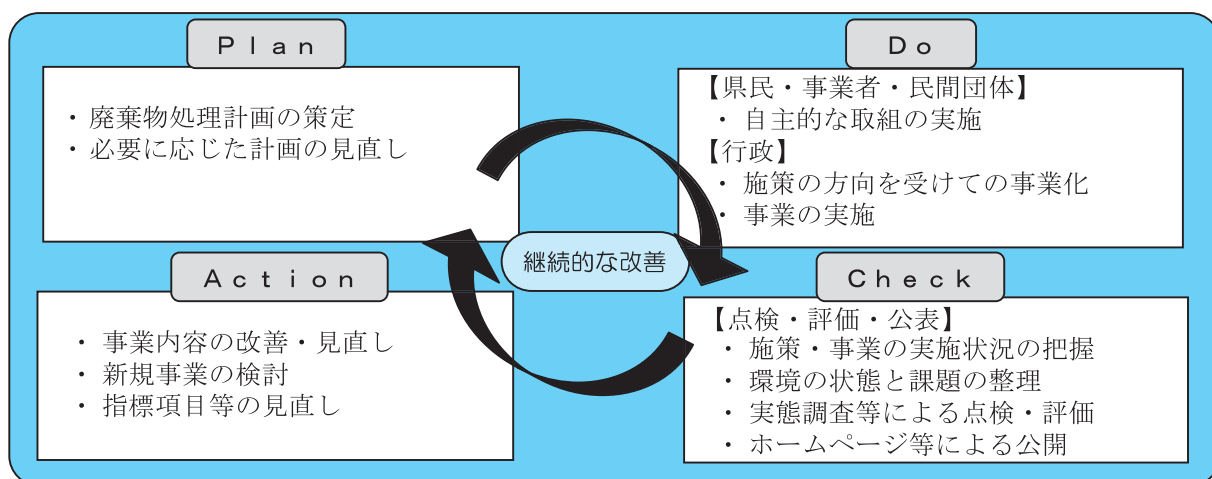
- 一般廃棄物対策については、市町との連携が不可欠であることから、「環境行政総合調整会議」などを通じて、市町における施策の進捗状況を共有し、市町と協議・調整を図り、計画を推進します。
- 産業廃棄物対策については、処理責任を担う排出事業者や産業廃棄物処理業者との連携・協力が不可欠であることから、業界団体や処理業者の団体である一般社団法人広島県資源循環協会と、計画の推進について協議・調整を図ります。
- 県民、「ひろしま地球環境フォーラム」、「広島県地球温暖化防止活動推進センター<sup>1</sup>」など環境保全団体との連携を密にして、計画の推進を図ります。
- 計画に掲げた施策は、県の各部局の施策とも深く関わっていることから、関係部局で構成する「広島県地球環境対策推進会議<sup>2</sup>」における協議・調整を通じて、着実な施策の推進を図ります。

#### 2 進行管理

- 計画の実効性を確保するため、計画に掲げられた基本理念、それに基づく三つの視点を基に、総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。
- このため、本計画の柔軟かつ適切な推進は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、計画の策定（Plan）⇒ 事業の実施（Do）⇒ 事業の実施状況の点検・評価（Check）⇒ 事業内容等の改善・見直し等（Action）という一連の手續に沿って行います。

1 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。

2 広島県地球環境対策推進会議：本県における地球環境保全問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した環境部長をトップとする庁内組織のこと。



- 廃棄物の減量化等の目標（法定目標）については、排出量等の状況把握と計画の進捗状況の確認を行いながら施策を適切に実施し、計画の達成を目指します。

**(法定目標)**

区分	項目	現状値（H25年度）	目標値（H32年度）
一般廃棄物	排出量	92.2万t	87.4万t以下
	（1人1日当たり）	879g	858g以下
	再生利用量	18.5万t （排出量に対し20.0%）	排出量に対し19%以上
	最終処分量	11.9万t （排出量に対し12.8%）	10.3万t以下
産業廃棄物	排出量	1,465万t	1,480万t以下 （1%の増加に抑制）
	再生利用量	1,064万t （排出量に対し72.6%）	排出量に対し73.1%以上
	最終処分量	37万t （排出量に対し2.5%）	排出量に対し2.4%以下

- 一般廃棄物については、毎年、排出及び処理の状況に関する実態調査を行い、法定目標の達成の状況を把握し、県内市町と排出量等の動向の原因分析等を協議し、進捗状況に応じ、対応策を修正して進行管理します。
- 産業廃棄物については、5年ごとに行う排出及び処理の状況に関する実態調査及び毎年実施する補完調査により、法定目標の達成の状況を把握し、進捗状況に応じ、対応策を修正して進行管理します。

- また、計画の進捗状況を確認するため、主な施策について、次のような補助的な指標を定めており、毎年、施策の実施状況を把握するため、補助的な指標の状況を確認し、進捗状況に応じ、施策の見直しを図りながら、進行管理します。

(補助的な指標)

区分	指標	現状値 (H26年度)	目標 (H32年度)
一般廃棄物	熱回収施設整備数 (一般廃棄物)	5 施設	11施設以上
	1人当たりごみ処理経費	11,400円 (H25年度)	現状維持
	災害廃棄物処理計画策定数	なし	23市町 (H30年度)
	海洋ごみ処理計画 (策定予定) に基づく事業実施市町数	なし	5市町以上
	海岸漂着ごみ清掃参加人数	11,600人	20,000人
産業廃棄物	産業廃棄物最終処分場の 埋立残余年数	10.6年 (H24年度)	10年以上
	産業廃棄物の不法投棄件数 (10t以上)	5.6件 (H17~26年度平均)	毎年度5件以下
	電子マニフェスト普及率	41%	55%以上
	高濃度PCB廃棄物 (トランス・コンデンサ) 処理率	56% (H25年度)	100% (H30年度)
	優良産業廃棄物処理業 者許可件数	107件	150件以上

## 第2節 各主体の役割

### 1 県民の役割

県民は、日常生活の中で自らごみの排出者であり、ごみ問題の解決には日々の一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組の実践に努める必要があります。

- 食品ロスの削減や計画的な買物などごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
- 再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ごみの分別や回収ルールへの遵守などリサイクルシステムへの協力
- 違法な不用品回収業者を利用しないなど法令遵守に係る意識の向上
- 海岸漂着ごみ清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加

### 2 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことや拡大生産者責任<sup>3</sup>を有することを十分に認識し、行政の施策に積極的に協力し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の排出抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
- 長寿命製品、詰替え型製品、リサイクルしやすい製品等の製造・販売
- 製造・販売した製品の回収や再利用の推進
- 再生資源の積極的な活用、廃棄物の減量化や再生利用の推進
- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 業界等による環境保全活動の推進

### 3 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があり、排出事業者責任の原則の一翼を担うものであることを十分に認識し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 情報公開の推進による信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
- 廃棄物の減量化や再生利用の促進
- 処理業者団体の組織体制の強化

3 拡大生産者責任：生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが挙げられる。

## 4 関係団体の役割

NPO等の関係団体は循環型社会の実現の上で、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割があることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組を推進する必要があります。

- 環境保全活動の推進
- 環境教育・環境学習の推進
- 地域コミュニティ・ビジネス<sup>4</sup>の推進

## 5 市町の役割

市町は、区域内の一般廃棄物について、その減量化に向けた住民の自主的な活動の促進を図るとともに、適正処理に必要な措置を講ずる責務があることから、次のような取組を進めていく必要があります。

- 住民への情報提供、普及啓発
- 住民のごみ減量化等の取組の支援
- 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 他市町と連携した処理の推進
- 一般廃棄物処理施設の確保・維持管理の推進
- 災害廃棄物処理体制の確保
- 海洋ごみ回収・処理、発生抑制対策に係る関係者との連携・協力
- 不法投棄防止対策の実施
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進

## 6 県の役割

県は、廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収等）及び適正処理を推進するため、計画的かつ総合的な施策を講じるとともに、県民・排出事業者・廃棄物処理業者・関係団体及び市町と連携して、次のような取組を進めていきます。

4 地域コミュニティ・ビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。

- 廃棄物の排出抑制，再使用，再生利用の促進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による安定的な処理体制の確保
- 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援
- 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援
- 広域的な海洋ごみ回収・処理，発生抑制対策の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進